

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者

- (1) 法人名 広島中央保健生活協同組合
- (2) 法人所在地 広島市西区観音町16番19号
- (3) 電話番号 082-292-3179
- (4) 代表者氏名 代表理事 理事長 福山 慎二
- (5) 設立年月日 1955年8月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 事業の目的 利用者様の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に、または利用者様からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者様が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 生協くさつ24
- (4) 事業所の所在地 広島市西区草津東一丁目11番19号
- (5) 電話番号 082-507-1222
FAX番号 082-273-6689
- (6) 管理者氏名 山口 みのり (兼任)
- (7) 運営の方針
 - ・要介護となった場合でも、その利用者様が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
 - ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- (8) 設備の概要・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。
 - ・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。
 - ア. 利用者様の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器
 - イ. 随時適切に利用者様からの通報を受けることが出来る通信機器
 - ウ. 利用者様が適切にオペレーターに通報することが出来る端末機器

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業の実施地域 中広中学校区を除く西区全域 湯来・砂谷・三和中学校区を除く佐伯区全域
- (2) 営業日 365日
- (3) 営業時間 24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

- ・事業所の従事者および業務の一元的な管理

(2) オペレーター（常勤6人）

※オペレーターの内1人以上は常勤の看護師、介護福祉士等で兼務

- ・利用者様、家族様からの通報を随時受け付け、適切に対応
- ・利用者様またはその家族様に対して、適切な相談及び助言

(3) 計画作成責任者（常勤3人）

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
- ・サービス提供の日時等の決定
- ・サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

※サービスを提供するために必要な数以上

- ・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

※提供時間を通じてサービス提供に当たる訪問介護員等が1名以上確保されるために必要な数

- ・オペレーターからの要請を受けての利用者様宅の訪問

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（利用料金は別紙）

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条・4条参照）

以下のサービスについては、利用者負担分以外の給付が介護保険から支給されます。

<サービスの概要>

① 定期巡回サービス	訪問介護員等が、定期的に利用者様の居宅を巡回して日常生活上の世話を行うサービスです。
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者様の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者様又はそのご家族様等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービスです。
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して日常生活上の世話を行うサービスです。

④ 訪問看護サービス	看護師等が利用者様の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行います。
------------	--

※ 連携型では①～③のサービスを提供し、④のサービスは連携先の訪問看護事業所が提供します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

ア. 複写物の交付

利用者様は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

イ. 交通費

当事業所が定めた実施地域の方は無料です。通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルにつき20円を実費として徴収します。

ウ. 通信料

利用者様宅から事業所への通報に係る通常の通話料（電話料金）については、利用者様にご負担いただきます。なお、当事業所が貸与する通信機器の基本料金・通話料金は事業所が負担します。また、当事業所が貸与する通信機器や周辺機器に関して、紛失・故意の破損等があった場合は、修理・交換にかかる実費を利用者様にご負担いただきます。

(3) 料金のお支払方法

お支払方法は、口座自動引き落とし又は現金支払いとなります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員

実際のサービスの提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ア. 利用者様からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事柄、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者様から特定の訪問介護員の指定はできません。

イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合に利用者様及びその家族様等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

サービスの利用にあたり、利用者様は「5. 事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施に当って利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用します。

エ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

サービスの提供に当たり、利用者様宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。利用者様から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者様に交付します。また、合鍵を紛失した場合には、すみやかに利用者様及びその家族様、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者様に対するサービス提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

1. 利用者様もしくはその家族様等からの物品等の授受
2. 利用者様の家族様等に対する訪問介護サービスの提供
3. 飲酒及び喫煙
4. 利用者様もしくはその家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
5. その他利用者様もしくはその家族様等に行う迷惑行為
6. 利用者様もしくは家族様等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
7. 留守宅におけるサービスの提供
8. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（５）サービス提供の拒否の禁止

正当な理由がない限り、サービス提供の拒否を行いません。

（６）サービス提供困難時の対応

正当な理由により、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の居宅サービス事業所等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じるものとします。

（７）受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行います。

（８）身分証の携行

訪問介護員等は利用者様が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- （１）計画作成責任者は、利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。

- （２）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません、サービスを提供する日時等については、当該居宅サー

ビス計画に位置づけられたサービスが提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者様の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。

- (3) 計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成に当たっては、その内容について利用者様又はその家族様に説明し、利用者様の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

8. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者様に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めています。
- (2) 当事業所が適切にサービスを利用者様に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者様の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業員に行わせることができるものとします。
- (3) 前2項にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者様またはその家族様等からの通報を受けることができるものとします。
- (4) 事業所は従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - イ. 定期的研修 随時

9. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供に当たって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聞く機会を設けるものとします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者様、家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、市職員、連携する指定訪問看護事業所の職員等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

10. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとします。

- (1) 利用者様に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 医療・介護連携推進会議への参加
- (4) その他必要な指導及び助言

11. 契約の終了について

- (1) 利用者様は以下の事由により、契約を終了することができます。事業所は契約を終了する場合には、利用者様の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。
 - ア. 要介護認定により利用者様の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
 - イ. 利用者様から契約解除の申し出があった場合
 - ウ. 利用者様及び家族様の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
 - エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
 - オ. 利用者様が死亡した場合
- (2) 事業者は、以下の場合、前項によらず文書を通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ア. 利用者様又はその家族様が事業者やその従事者に対し、この契約を継続し難いほど重大な背信行為を行った場合
 - イ. 利用者様又はそのご家族様からのセクシュアルハラスメント、強要、暴言・暴力行為等のハラスメント行為があった場合

12. 非常災害時の対応

台風、豪雨、地震など行政より避難指示の発令やサービスの提供ができない何らかの大災害が発生した場合、急遽訪問を取りやめる場合があります。その場合は、訪問手段や連絡手段が確保できた時点で連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

13. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第8条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	管理者 山口 みのり
受付時間	8：30～17：00（平日） 8：30～12：30（土曜日）
電話番号	082-507-1222

※お急ぎの場合、担当者が不在の場合でも他の職員がお伺いします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市役所 介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険部介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (月曜日～金曜日) (ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)

14. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ア. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- イ. 虐待の防止のための指針を整備する。
- ウ. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- エ. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- オ. その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとします。

15. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載された内容に変更が生じる場合には、書類を交付し、説明の上、同意を求めます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者様に対して、本書面に基いて重要事項の説明を行いました。

説明日： 年 月 日
 事業者所在地 広島市西区観音町16番19号
 事業者名称 広島中央保健生活協同組合
 代表理事 理事長 福山 慎二 印

説明者 _____

私は本書面により事業者から重要事項の説明を受け同意いたします。

年 月 日

利用者様 住 所 _____

氏 名 _____

☐ 上記代理人

☐ 上記代筆者 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

(別表) 利用料金

基本料金 1ヵ月ごとの包括料金(定額)です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅱ(連携型)			
負担割合	1割	2割	3割
要介護1	5,828円	11,655円	17,482円
要介護2	10,401円	20,801円	31,202円
要介護3	17,270円	34,540円	51,810円
要介護4	21,847円	43,693円	65,539円
要介護5	26,421円	52,841円	79,262円
夜間訪問型費			
負担割合	1割	2割	3割
基本夜間訪問型サービス費	1,059円	2,117円	3,175円
定期巡回サービス費	398円	796円	1,194円
随時訪問サービス費(Ⅰ)	607円	1,214円	1,820円
随時訪問サービス費(Ⅱ)	818円	1,635円	2,453円

加算および料金

初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間 または、30日を超える入院後に利用を再開した場合	33円/日(1割) 65円/日(2割) 97円/日(3割)
------	--	-------------------------------------

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	計画を利用者様の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、関係者が共同し、随時適切に見直す。地域に開かれたサービスとなるよう地域との連携を図り、地域の病院等に事業所において提供することのできる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行う。	1, 284円/月（1割） 2, 568円/月（2割） 3, 852円/月（3割）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合	803円/月（1割） 1, 605円/月（2割） 2, 408円/月（3割）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	リハビリを実施している事業所又は医療提供施設の理学・作業療法士、言語聴覚士、医師が、利用者の状態を把握した上で、定期巡回の計画作成責任者へ助言を定期的に行う。その助言を受けた上で、生活機能向上を目的とした計画を作成している場合。	107円/月（1割） 214円/月（2割） 321円/月（3割）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	リハビリを実施している事業所又は医療提供施設の理学・作業療法士、言語聴覚士、医師が、利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同で行う。計画作成責任者が、生活機能向上を目的とした計画を作成している場合。	214円/月（1割） 428円/月（2割） 642円/月（3割）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	所定単位数の1, 000の 245

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者様の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額をお支払いいただきます。

☆要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。その場合、利用者様が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。